

石橋忍月に関する基礎的覚書(補遺二)

嘉 部 嘉 隆

本稿は、かつて『樟蔭国文学』第十二、十三号に発表した「石橋忍月研究余録」(以後、省略して「余録」と記す)、「石橋忍月に關する基礎的覚書」(以後、「覚書」と記す)において報告した、忍月の著述と思われる『民法親族篇通解』と、『東洋大都會』について、現物を確認することができたので、それらの詳細を報告することを目的としている。そこで「余録」「覚書」において用いた、忍月の伝記に関する文献は、ここでいちいち書名をあげることが省略し、前記の論文において用いた文献の番号を、そのまま使用することにする。

「余録」において、忍月の著作と推定できる『民法親族篇通解』を紹介した。これは、大阪府立図書館に所蔵されていたが、「余録」を執筆の段階で、内容をくわしく報告しようとするところ、すでに紛失図書になっており、詳細に調査することはできなかった。

国会図書館においても調べてみたが、所蔵を確認できるカードは存在しなかった。所在を確認すべく探索した経緯については、「覚書」にも記した。あとは古書店をまわり、古書目録を注意して見落さなようにするより方法はあるまいと思っていた。たまたま昭和56年夏、上京の際、国会図書館に行き、念のためとカードを調べたところ、新しいカードに『民法親族篇通解』と『東洋大都會』と両書ともに見出した。昭和57年秋、あらためて両書の調査のため国会図書館に赴き、時間をかけて調べることができ、全冊のコピーも入手することを得た。以下は、これら両書に関する報告である。

『民法親族篇通解 全』(表紙)は、内題では『民法親族篇通解』、

奥付では単に「親族編通解」となっている。著者は表紙では「法学士 石橋友吉」、内題では「法学士 石橋友吉講述」、奥付では「石橋友吉」と記されている。この石橋友吉が忍月であることは、すでに「覚書」において立証したところである。発行所は「東京市日本

橋区通四丁目角「春陽堂」で、発行年月日は、「明治三十一年九月十一日印刷 同年九月十五日発行」となっている。価格は「実価金四拾銭」とある。判型は、いわゆる四六判で仮綴じ、表紙は薄茶色のペラペラの紙で実寸はほぼ、縦19センチ、横13センチメートル、厚さ一センチ弱であった。ページ数は、序と目次を除き、二三九ページ。発行部数は記されておらず不明である。国会図書館の分類は「394.61531」、受入の日付が「29・7・22」となっている。まず最初に「序」が来ている。次に全文を抜き出してみる。

余数月以前商工子弟数十名の請ひに応じ新民法親族篇の講義を為し門生をして之を筆記せしむ後之に再三の潤飾と修正とを施して遂に本篇を成すに至れり

本篇は広く浅く且つ容易く最多衆に了解せしめんことを期して講述したるものなれば素より学理の高尚、議論の該博なるを希はず見る人幸に其行文の通俗にして引例の卑近なるを咎むる勿れ

明治卅一年九月上旬

著者 識

以上である。「覺書」において紹介した広告文「最も平易なる用語を以て最も俚耳に入り易き様著述せられたる者にして其理は高遠なるも其説明は卑近にして引例の如きも最も通俗なる者に採りたれば（後略）」は、この「序」を言い換えたものと見ることができよう。民法は第一篇総則、第二篇物権、第三篇債券までが明治29年4月27日に、第四篇親族、第五篇相続が明治31年6月21日に公布され

ている。この著述はその新しく公布された民法の第四篇に限っての通俗解説書だったようである。ちょうどその時、春陽堂の『新小説』の編輯者だったのが、一方において弁護士を開業し、裸体面事件の弁護にも加わった忍月であった。そのためこの解説書の執筆者として起用されたとも考えられるが、逆に忍月の方で企画して出版させたものとも考えられる。序文から判断しても、また、当時の春陽堂の出版傾向を合わせ考えても、後者の可能性が強い。

序の裏ページには「韓非子」の一節からのエピソードがあり、次に目次が来る。目次は、民法の章・節・款それぞれの見出しが、そのまま使われていて、さながら民法第四編の目次である。現行の民法第四編は、六章にわかれているが、明治31年の民法では八章になっている。現行の民法で除かれているのは、第二章「戸主及ヒ家族」と、第七章「親族会」の二つの章である。内容は、冒頭が「第四編親族」という見出しのあと、民法とその親族編についての概説があり、そのあと「第一章 総則」として、総則の意義を略説し、そして「第七百二十五条」を掲げ、それを詳しく解説している。法律の条文は四号活字が使用されており、解説文は五号活字である。法律の条文が文語文であることもあってか、当時の一般的な慣習に従い、解説も文語文が用いられている。最後は「第九百三十六条」であるが、各条ごとに解説がつけられ、同じ形式になっている。

忍月の著作には、その専門である法律関係の著述は少なく、この『民法親族篇通解』は、恐らく忍月の唯一の法律関係の著書であろう。

明治32年に忍月は長崎地方裁判所判事として長崎に赴く。この判事任官の経緯については全く不明であるが、この著書の上梓後一年足らずのことであったという事実は、あるいはこの著書が判事任官に何らかの役割を果たしたのではないかと臆測を生じさせるのである。

『東洋大都會』は、忍月の著作というには少々問題がありそうである。あるいは、名前を貸しただけではないかと疑うこともできる。ともかく、まず書誌的な面から紹介したい。書名は、表紙・内題・奥付ともに一致している。著者は表紙には記入されておらず、内題では「著作兼／発行者 石橋友吉」となっている。ところが、内題の下では「石橋忍月補／前田曙山編」となっており、このような場合の常識としては、前田曙山が実質的な執筆者ととるべきであろう。問題は、忍月がどの程度実際に関与していたかということになる。発行所は「発売所 春陽堂」となっており、発行者が「石橋友吉」となっていることも考え合わせて、いささか奇異な感じを受ける。発行年月日は「明治三十一年五月十一日印刷／同年五月十五日発行／同年十月十五日再版」とあり、国会図書館蔵本は再版本本である。「覚書」において紹介した広告を勘案すると「改正再版」が32年に出ている可能性もあり、よく売れたのではないかと推測できるが、その割には現存するもの、少なくとも所在のわかつているものは少ない。価格は「実価卅五錢」、判型は四六版で、『民法親族篇通解』と同じく縦19センチ、横13センチ、厚さ一センチ弱である。仮

綴じ、クロス貼りの、しかしボール紙を使わない薄手の表紙。最初のページに広告が入っている。二ページ目には、かつて「余録」や「覚書」において『新小説』掲載の広告として紹介した、弁護士としての「石橋友吉」の広告が入っている。このあと「太田道灌像」「徳川家康像」(挿画)が入り、さらに当時の東京市内各所の写真らしきものが入る。挿画・写真のページが十枚続き、このあと表裏一板に広告が入って、本文に到達する。本文二七七ページ、奥付のあとに二板四ページにわたって、また広告が入っている。国会図書館の分類は「Z91.36/M129 t/I」となっている。目次はないが、もともとなかったのか、あるいは何らかの理由でなくなってしまったのかわからない。(なお、国会図書館蔵本には乱丁部分がある。目次が欠けていることと関係があるかないかもわからない) さて、この書の内容は、次のように七六章にわかれ、他に付録ともいうべき八項目が附いている。目次代りに左に列記してみよう。

- | | | | |
|----|-----------|-----|--------|
| 第一 | 東京の沿革 | 第七 | 区役所所在地 |
| 第二 | 東京の地理 | 第八 | 官立学校 |
| 第三 | 東京市の市制及区画 | 第九 | 私立学校 |
| 第四 | 諸官衙の所在地 | 第十 | 病院 |
| 第五 | 郵便電信電話交換所 | 第十一 | 救済院 |
| | 在地 | 第十二 | 銀行 |
| 第六 | 警察署所在地 | 第十三 | 会社 |

第十四	取引所	第三十八	足袋商
第十五	新聞社	第三十九	呉服
第十六	通信社	第四十	楽器
第十七	広告取次社	第四十一	文具具
第十八	著名弁護士	第四十二	団扇附屬子
第十九	著名医士	第四十三	金庫販売店
第二十	著名書家	第四十四	度量衡店
第二十一	著名画家	第四十五	絵具染草
第二十二	雅楽	第四十六	写真
第二十三	茶湯生花	第四十七	絵草紙
第二十四	鑑定家	第四十八	書面骨董商
第二十五	武術	第四十九	印刷
第二十六	彫刻	第五十	植木商
第二十七	煙草	第五十一	鯉節
第二十八	書肆	第五十二	海苔
第二十九	紙商	第五十三	西洋食料品
第三十	銃砲火薬	第五十四	佃煮
第三十一	菓舗	第五十五	菓子
第三十二	時計商	第五十六	日本料理
第三十三	西洋雜貨商	第五十七	西洋料理
第三十四	袋物附煙膏	第五十八	支那料理
第三十五	洋傘	第五十九	茶漬屋
第三十六	下駄附傘	第六十	餅屋
第六十一	蕎麦	第七十一	俳優
第六十二	汁粉	七十二	寄席附落語
第六十三	鰻屋	七十三	芸妓
第六十四	鳥	七十四	遊廓
第六十五	牛肉屋		
第六十六	旅人宿		
第六十七	俗曲		
第六十八	舞踊		
第六十九	角觥		
第七十	劇場附俳優		
第七十一	御歴代並に御即位年号表		
第七十二	年代表		
第七十三	各国度量衡対照表		
第七十四	遊廓		
第七十五	東京名所古跡		
第七十六	花月の莖		
第七十七	東京日本橋ヨリ各府県元標 ニ至ル里程		
	皇室		
	皇族		
	天神七代		
	地神五代		

以上である。分類にも精粗があり、「金庫販売店」などという、なげ入ったのかわからないような項目も入っており、逆に必要でありながら欠けている項目もあるにちがいない。各項目の説明(解説)にも甚しい精粗の差がある。「海苔」など、なぜこのようにくわしく説いているのかよくわからない。概して地方から東京へ出て来た人たちに對する案内書の役割を果たしているようである。解説の精粗は、編者の知識の片寄りに理由があるのではなからうか。

「第十八 著名弁護士」の中には「法学士 石橋友吉」の名も入

っている。「著名」とうたっているものの、あるいは当時の東京の弁護士全員かもしれない。「第十九 著名医士」の中には、石黒忠恵や高木兼寛、あるいは橋本綱常、賀古鶴所や森篤次郎の名が見られるが、森林太郎や小池正直の名は見られない。著名画家の中には原田直次郎の名もあがっている。彫刻には高村光雲の名も見られるという具合である。

「覚書」に紹介した、この書の広告には「縮尺四万分之一東京大地図其外数十種苟しくも東京の案内を記すに於て毛糸の微と雖も記さざる事なし」とあるが、国会図書館蔵本には地図はついていなかった。もともとついていなかったのか、あるいははずれて紛失してしまったのかもわからない。

この書物の奥付の著者石橋忍月は、この著述にはあまりかかわっていないからか。かつての小説家・評論家としての知名度、また当時の『新小説』編輯者の立場から名前を貸したのであろう。実際は内題の「石橋忍月補、前田曙山編」だったのであろうと思われる。前田曙山として独力で執筆したのではなく、春陽堂の社員その他に応援を依頼したのであろう。推測ばかりになってしまっただが、証明できるだけの根拠を示すことができなかったので、やむを得ない。

とにかく、『民法親族篇通解』『東洋大都会』二所の所在を確認できたことは、忍月の伝記の未知の部分の幾分かでも明らかにできたことになる。筆者は法律関係には明るくないので、『民法親族篇通解』

によって、忍月の法律家としての力働を測ることはできない。しかし、相良武雄が「忍月の後半生」で言うような「法律の法の字も知らぬ弁護士」とか「法曹界にも認められず只だ一二回、東京の『法律新聞』に通信の載ったことがある位」というような評価は酷でもあり、事実誤認でもあろう。忍月に関する研究はまだ緒に付いたに過ぎないという段階であるが、近く筆者は評論研究も加えて一本にまとめたいと考えている。

本稿は、大阪樟蔭女子大学昭和57年度個人特別研究費を使用して成った。

注

1、「石橋忍月研究余録」(『樟蔭国文学』第十二号、昭49・9)

「石橋忍月に関する基礎的覚書——石橋忍月研究余録(承前)

——」(『樟蔭国文学』第十三号、昭50・10)

「石橋忍月に関する基礎的覚書(補遺)」(『樟蔭国文学』第十七号、昭54・10)

2、相良武雄「忍月の後半生」(『書物往来』第十八冊、大15・4)

△本学教授▽